

2013年9月定例県議会代表質問

9月27日・宮本しづえ県議

質問

宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。日本共産党県議団を代表して質問を行います。

まず、安倍政権の暴走にストップをかけて、被災県民の真の復興を進めることについて伺います。

大震災と原発事故から2年半が経過しました。14万5千人が依然として県内外に避難生活を余儀なくされ、応急仮設住宅での不便な生活も限界になりつつある、深刻な事態は変わっていません。加えて、参院選直後の7月22日に、東電が汚染水の海への流出を初めて明らかにしたこと、更に汚染水タンクからの高濃度汚染水が漏れ出していたこと等、次々と明らかになる事故原発の危機的な状況は、県民の不安を増大させるとともに、避難する県民の帰還の希望をも奪うなど、復興の取り組みにとっても大きな障害となって立ちはだかっています。

被災地はこうした非常事態の中で、国が責任をもった取り組みを求めているにもかかわらず、安倍政権はまるで福島を見捨てるかのように、原発の再稼働や輸出を前のめりに推進するための態勢を強めている事に県民は憤っています。

参院選挙で与党自民、公明党は参院でも過半数を獲得し、衆参両院のねじれは解消したと述べましたが、安倍政権が進める危険な政策と国民要求との矛盾は益々激しくなるばかりで、安倍政権と国民の願いとのねじれは一層深刻なものとなっています。安倍政権の暴走を食い止めることは福島の復興を左右する問題と捉えていかなければならないと思います。

秋の臨時国会に向けて具体的に動き出そうとしている消費税増税について、政府は4月から6月の景気動向を踏まえて、10月冒頭にも判断としていましたが、既に増税を前提とした経済対策が聞こえてきています。1997年をピークに国民の勤労所得が減り続けている下で、僅か3か月間の景気動向で消費税増税の是非を判断すること自体、経済政策の在り方として大問題です。消費税が計画通り増税されれば、国民生活を直撃し、消費購買力は極端に落ち込むことは避けられません。

また、現在でも商品やサービスに転嫁できないと答えている中小業者は、事業の継続自体が困難になると危機感を強めています。どの世論調査でも、国民の7割から8割が計画通りの実施に反対しているように、国民の圧倒的多数は、今増税すべきではないと

答えているのです。財源確保を言うなら、まず、大企業、金持ち優遇税制こそ改めるべきであり、知事も慎重にと指摘したように復興法人税の減税などもってのほかです。

日本共産党は税制の考え方の違いを越えて、消費税増税中止の一点での協同を呼びかけました。

被災地の復興の障害となる消費税増税は、中止を求めるべきですが県の見解をお示し下さい。

国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる秘密保護法が、秋の臨時国会に提出が目論まれています。行政機関の長が特定秘密と指定した情報については、国会議員であろうと秘密保護が義務付けられ、洩らせば懲役5年の刑に科すとしており、秘密会に参加した議員は所属する党に持ち帰り議論することも意見を聞くこともできなくなり、政党政治は麻痺してしまいます。

これは、国政調査権に対する重大な侵害であり、行政に対する民主的コントロールを骨抜きにするもので、民主主義の根幹を破壊するものです。

福島原発事故に関する情報もテロ活動防止に関する事項として特定秘密事項とされかねない危険性も指摘されており、県民監視の下での事故収束も福島県の復興にも重大な障害をもたらすこととなります。

県は特定秘密保護法の国会提出の断念を強く求めるべきですが、見解を伺います。

社会保障改革推進法に基づくプログラム法が、臨時国会に提案されようとしており、国民のいのちと健康が脅かされる重大な事態を迎えています。

その内容は、既に実施された生活保護基準の引き下げに加え、高齢者医療費自己負担を2割に引き上げる、介護保険の利用料引き上げと要支援者を介護保険から締め出し市町村事業に振り替える、年金支給額の切り下げと手当たり次第に福祉切り捨てが強行されようとしています。被災者の生活再建の努力に水を差し、将来の希望をも奪うものです。

深刻な被害のただなかにある本県として、福祉切り捨てにつながる社会保障制度改革について、見直しを国に求めるべきと考えますが県の見解を求めます。

T P P交渉が始まり、日本政府が国民に説明してきた、守るべきものは守れるどころか、政府が守るべき事項を主張すらない情けない姿勢に批判が集まっています。しかも交渉の内容は秘密とされ、国民が目にすることができるのは4年以上たってからという徹底した秘密主義が貫かれる不当なものです。

農業に留まらず、地域経済を壊し、復興の足かせとなるT P P交渉から直ちに撤退を求めるべきですが、県の見解を伺います。

次に、原発事故の対応について伺います。

日本共産党は本年3月9日、志位委員長を団長に県議団も加わり原発敷地の現地調査を行った際に、汚染水対策を東電任せにせず、一大国家事業として取り組まなければならないと指摘、国に責任ある対応を求めてきました。

しかし、国による対応は先送りされ、7月22日東電は、汚染水が海に流出していることを初めて認め、8月20日には、知事も国家の非常事態と指摘したような、汚染水のタンクから300トンもの高濃度汚染水漏れが明らかになりました。原子力規制委員会はこの事態を、原発事故国際基準のレベル3に匹敵する重大事故と発表したのです。

国は、福島原発の汚染水問題が、オリンピック東京招致の障害になると、9月3日ようやく汚染水対策の基本方針を発表、国が前面に出て対策を講じるとし、470億円の国費投入の方針を明らかにしたのです。

しかし、国の対策の大部分は、この間東電が進めてきた対策を追認しお金は出しますというに過ぎず、凍土の遮水壁設置などその効果自体が疑問視されている内容で、抜本対策とは程遠いもので、地元のマスコミも、喫緊の課題に無策と報じたように、県民の不安にこたえる内容ではありません。

I O C総会で説明に当たった安倍首相は、「事故の状況はコントロールされており、汚染水は湾内 0.3 km²以内に完全に閉じ込めているので全く心配ない。子どもたちの健康にも何の影響もなく、将来にわたって何の問題もない」などと、福島の実態とは全くかけ離れた嘘の説明を行ったのです。この発言は、福島切り捨てと言っても過言ではなく、怒りを禁じえません。

安倍首相が「問題がない」と言うなら、その根拠を国際社会にも、国民と国会にも明らかにして責任を果たす必要があります。

2020年オリンピックは東京開催が決定したわけですから、安倍首相は自らの国際公約の実行が問われることになります。

そもそも、なぜここまで汚染水対策がおざなりにされてきたのか、根本には海に流せばよいという安易な考え方があり、海を汚さないという目標がなかったということです。

しかし、福島県民、とりわけ漁民は汚染水のみならず、今や汚染が明瞭となった地下水も海への放流は一切認めていません。

日本共産党国会議員団、県議団は、8月21日に県漁連、いわき漁協、相馬双葉漁協の役員や漁民との懇談を行い、要望をお聞きしました。本格操業に向けた準備を進めてきた矢先の汚染水漏れで、本格操業どころか9月からの試験操業の再開も困難になったと述べ、とにかく、東電は嘘ばかりで信用できない、国も信用できない、第三者の納得いく説明を聞きたいと訴えられました。ここには、国の本気が見えない事への苛立ちが現れています。

日本共産党は9月17日、汚染水の危機的状況打開のため、原発への態度やエネルギー

一政策の違いを乗り越えて、一致して取り組むべき課題として緊急提言を発表しました。それも踏まえて以下質問します。

県はまず国に対して放射能で海を汚さないとの基本原則の確立を求めるべきですが見解を求めます。

汚染水タンクを仮設から恒久的なものへ切り替えを急ぐべきですが、県は国及び東電にどのように対応を求めてきたか伺います。

熟練した技術者の確保、技術の継承なしには事故の収束も廃炉も進みません。そのためには、作業員の徹底した被ばく線量調査、及び健康管理が求められていますが、どのように把握されているかお示し下さい。

原子力規制委員会や国も、地下水バイパスで海洋投棄の方針ですが、県として地下水バイパスによる海への放出は行うべきではないとの立場を明確にすべきです。見解を伺います。

漁協は魚の放射線量が低減しているとして、試験操業を再開させました。安心して食べてもらうためにも、試験操業の拡大に伴い、漁協の自主検査体制の強化が必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

抜本対策を講じるためには、この間知事を先頭に県も求めてきたとおり、東電任せでなく国が前面に出て本気になった対策を講じることが必要です。そのためにも、この間の再稼働優先の国、規制委員会の姿勢を根本的に改めさせなければなりません。本年6月当時、規制庁は現地で対応していた職員はたった10人、一方、原子力規制委員会は再稼働に向けた審査体制を80人に大幅に増員、それでも足りずに20人も募集する異常さです。

では、現在事故原発の敷地及び近郊に、規制庁、経産省の職員は何人配置されているかお示し下さい。

県は、原子力規制委員会に対して、原発再稼働の審査は停止し、福島原発事故収束に全力で当たることを強く求めるべきです。見解をお示し下さい。

国及び規制委員会が本気で汚染水問題に取り組むためには、現地調整会議ではなく福島県内の原発に近い所に現地対策本部を設置し、東電が持っているあらゆる資料の提出を求め、不足する調査を行うなど、現地で直接問題を把握し対応できる体制が不可欠との認識で県として国に対応を求めるべきですが考えを伺います。

この対策本部の下に、原発技術だけでなく地質や、建築、土木、配管設備など、国内外のあらゆる英知を結集する専門家集団を配置し、科学的知見に基づく検討と対策を求めるべきですが見解を伺います。

併せて、県の廃炉安全監視協議会にも同様の専門家集団を補強し、県としても独自の

監視を強化する必要がある、専門家集団が機能するためには、指示に基づき職務に当たれる事務局的職員も配置すべきと考えますが見解を伺います。

福島第一原発の放射能は事実上制御不能に陥っています。このことは東電の事故収束のロードマップ、ステップ2、即ち、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」どころか「放射線量が着実に減少傾向となっている」としたステップ1すら達成されておらず、ロードマップそのものが破綻していることは明らかです。

知事は、ステップ2完了は通過点に過ぎないと述べてきましたが、完了はしていないとの認識に立った上で、国による事故収束宣言の撤回を求めるべきです。考えを伺います。

また、事故収束のロードマップそのものの全体的見直しを国と東電に求めるべきだと思いますが見解をお示し下さい。

福島で起きている事態を見れば、人類と原発が共存できないことは益々明瞭であり、原発の再稼働など考えられません。

知事は、2012年9月議会で、本県での事故を踏まえて、国においても原子力に依存しない社会をめざす必要があるとの認識を示されました。この立場に立つならば県内原発10基廃炉のみならず、国内全ての原発廃炉を福島から発信すべきと考えますが知事の見解を伺います。

また、国に原発の再稼働の中止、及び輸出中止の決断を求めていくべきと考えますが見解を伺います。

既に東電に事故対応の当事者能力がないことは明らかです。債務超過に陥り公的資金で延命させており、経営陣や株主、メガバンクの貸し手責任が免罪されています。この際、東電を破たん処理して、資産を徹底的に洗い出し、東電と利害関係者に当然の責任を取らせるべきです。事故収束と賠償、除染の費用は、東電と株主、銀行に負担させ、さらに電力業界、原発利益共同体に応分の負担を求めるようにすべきです。そして国の責任で技術者の確保に当たさせます。

東電を破たん処理し、これまでのコスト優先、安全なおざりを抜本的に正し、事故収束と賠償、及び除染に国が全面的に責任を果たす体制の構築を国に求めるべきですが県
の考えを伺います。

続いて、被災者支援について伺います。

避難者を支援する埼玉県NPO法人が自ら行ったアンケート調査で、精神的ストレスが大きいことを指摘し、その原因として将来展望が見えない事と併せて、行政の支援が不十分なことを指摘していることは、重要だと考えます。共産党県議団は、一人ひとりの被災者に寄り添った支援を求め、福島県の復興計画でもそのことが明記されているところですが、しかし被災者支援の要件が被災者の生活環境の変化に対応できなくなっ

いるところに現状の問題点があります。特に暮らしと生業の再建を進めるうえで住宅確保は基本となる問題であり、住まいは人権の立場に立った対応が求められます。

仮設、借り上げ住宅の住み替え要件の緩和を図るべきですが、県の考えを伺います。

見なし仮設入居者からは、入居期間が1年刻みの延長では生活設計が立たず不安だとの要望もあります。まとまった期間での延長を検討すべきと考えますが見解を伺います。

また、事故原発が収束していない下で、新たな避難を希望する県民もいます。

新たな入居申請の受付も再開すべきですが県の考えを伺います。

この間仮設住宅の避難者からお聞きするのは、今住んでいる地域に復興公営住宅を作ってほしいという要望です。2年半も住めばそこが都になります。子どもを転校させるのは可哀そう、新たな仕事を見つけて働き出しているなど、現在の避難地で力強く再建の歩みが始まっている避難者も少なくありません。そうした被災者の要望にも配慮し、復興公営住宅の建設地を検討すべきと考えます。県の考えを伺います。

国は8月、ようやく子ども、被災者支援法に基づく基本方針案を示しました。県はこの基本方針案を一步前進と捉えているようですが、県民からは批判が噴出しています。

対象範囲が全県に及ばないことを始め、県民、国民に新たな分断を持ち込もうとしていること、具体的な支援策は、この間福島県が実施してきた施策を羅列したに過ぎず、全ての被災者を支援するという基本的観点が欠落しているなど重大な問題を孕んでいます。

原発事故による放射能の影響は線量だけでは測れない複雑さと困難さがあること、県内外にホットスポットが観測されており、新たなホットスポットも次々と明らかにされていること、健康への影響は今後長期に及ぶ追跡調査が求められること等、法の趣旨に則ってやるべきことは無限にあり、安易に地域を限定することはできません。

よって、準支援対象地域という曖昧な規定は設けず、少なくとも福島県内は全域を支援対象地域とするよう求めるべきと思います。県の考えを伺います。

次に、除染、賠償問題について伺います。

県内の市町村が実施する住宅除染の実施状況は、7月末段階で44255戸で、全体計画の10%に留まっています。国直轄除染区域の除染も進まず、国は住宅除染終了見込みが大幅に遅れる見通しだと発表しました。田村市都路町で、国が除染後も線量が下がらない場合でも再除染は行わないとの住民説明を行っていたことが報道され、福島市長は、除染は国の法定受託事務なのに、責任を持つべき国のこのような発言は許されないと地域住民との懇談の場で述べたように県民や自治体の間には怒りが広がっています。

再除染については、市町村が必要と判断したものが広く認められるようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

住宅の周りだけを一度除染しても、森林除染をやらないと線量が下がらないお宅は少なくありません。

森林全体の除染も進めるべきですが、国が方針を出さないことに県民はいら立っています。森林全体を除染の対象とするよう国に強く求めるべきと思いますが、県の取り組みについて伺います。

国はお金がかかることはやりたくないとの姿勢が露骨です。

環境省は、除染費用の一部しか賠償しない東電を提訴も検討と報じられています。国と県、市町村による除染にかかる費用について、平成 25 年度までの合計でいくらになるかお示し下さい。

福島環境再生事務所は、東電が認めない手法は認められないとマスコミの取材に応えています。これでは安心して住める環境再生の要をなす除染事業の国の責任は果たせません。

来年度予算要求で、除染費用を僅か 3000 億円しかみていないと聞いています。本気で除染を推進する気があるのかと疑いたくなる金額です。

国に対し、除染にかかる平成 26 年度予算の増額を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

この間除染労働を巡り、福島労働局の立ち入り調査で 68% の事業者に賃金未払などの違反行為があったことが明らかになり法令順守の徹底を要請したと報道されました。葛尾村の除染に携わっていた労働者が、請け負った事業者と交わした雇用契約書は、賃金は特殊勤務手当 1 日 1 万円に、福島県の最低賃金を加えた金額を支払うという驚くべき内容です。郡山市では、除染労働者が途中で首を切られて生活ができなくなり、生活保護を申請する事例が数件に上ることも報告されています。

このような異常な働かせ方を正し、適正な雇用関係を保障するための対策が求められています。ゼネコンに丸投げした除染事業で問題が多発している実態に照らしても、除染事業において、発注者責任の下、下請けの状況把握や労務管理が適切に行われるよう、県はどのようにかかわっていくのか伺います。

市町村の除染の順番が待ちきれずに、自主的に業者に委託し実施した世帯の費用が早期に支払われる仕組みづくりを国に強く求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

賠償についても、一向に進まない事への県民の苛立ちが募っています。原発事故からあと半年で 3 年を迎え、消滅時効が大きな問題になっています。

県は改めて原発事故には消滅時効は適用しないとする法整備を国に強く求めるべきと考えますが、県の取り組みをお聞かせください。

先日地元紙で県内市町村の請求額に対する賠償支払い額が僅かに 7% に留まっている

るとの報道がありました。公的機関が請求してもこれしか払われないのですから、民間の事業者、個人の請求がどう扱われているかは想像に難しくなく、実際に多くの皆さんから賠償されないとの苦情が寄せられています。

東電は、指針にないものは賠償しないとかたくなな姿勢を取り続けていることに賠償の遅れの最大の問題があります。

県は、国の原子力損害賠償紛争審査会に対して、被害の実態に対応できるような指針の見直しを求めるべきですが、この間の取り組みと国の対応をお聞かせください。

今年6月22日に国の原子力損害賠償紛争審査会が現地福島で審査会を開催、その際に避難指示のなかった地域も視察するとし、福島市渡利地区の除染の状況を視察したとのこと。ブルーシートが庭先に長期間置かれた状態で生活する住民のストレスをどのように感じ取っていったのかは不明です。

福島市内の方からは、福島でとれるおいしい桃も、心配だから孫たちには食べさせていない。2年半我慢してきたがもう限界です。何とかしてくださいと、涙ながらの訴えをお聞きしました。ある若い母親は、未だに子どもを外遊びさせていない、別の母親は、避難できる人がうらやましかつたと述べるなど、不安を抱えて生活している県民が多数いる現状はこの2年半変わらないどころか、不安は深刻さを増しつつあるのです。

放射能被害と取り組んできたある専門医は、チェルノブイリ事故で、精神的ダメージを受けた子供はその後回復できたけれど、小さい子を持つ母親は回復できない場合が少なくないとし、その不安の根源に母性があるからだと言及しました。

しかし母性によって子どもたちが守られているという人間社会の成り立ちの根源的な問題としてとらえるべきなのだと話されたことは、非常に貴重な提言でした。だから、私たちはこの母性から発する子どもに対する不安と正面から向き合わなければならないのだと思います。

避難指示区域外の県民に対して精神的損害賠償の継続を賠償指針に反映させるべきです。県の取り組みを伺います。

最後に、集中豪雨災害対策について伺います。

7月から8月にかけて、会津、中通を中心に集中豪雨が襲い、大きな被害が発生しました。全国各地で局地的被害が続発し、国は一連の被害に対して、激甚災害の指定を行いました。

ところが、被災者を支援するための災害救助法や、被災者生活再建支援法の指定にはなっていません。全壊住宅が1市町村で10戸以上という国の指定要件を満たしていないからです。竜巻被害でも同様の問題があり、国の要件の見直しを求める声が上がっています。

災害救助法では、住宅の応急修理で52万円限度、被災者生活再建支援法では最高3

00万円までは支援されることとなります。

住宅被害は、その市町村に何件発生しようが、再建には大きな負担が伴うことは同じです。

全ての住宅被災者が支援の対象とされるように国の基準見直しが喫緊の課題となっています。

県は自然災害による住宅被災者への災害救助法の支援対象要件の見直しを急ぎ国に求めるべきですが見解を伺います。

また、被災者生活再建支援法についても同様の見直しを求めるべきと考えますが県の見解を伺います。

全国的には、当面国の基準にかかわらず支援を行うとする自治体も出ていることから、県が独自に支援を行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

全国各地で発生する豪雨や竜巻による被害の頻発、南海トラフの大地震の予測など、災害の未然防止の観点から、政治の在り方を見直しが迫られていることを指摘し私の質問を終わります。

答弁

知事（二、原発事故の対応について）

宮本議員のご質問にお答えいたします。国の事故収束宣言についてであります。

平成23年12月に、国が、冷温停止状態が達成されたとして、事故収束を宣言しましたが、県といたしましては、ステップ2の完了は、事故の完全収束に向けた通過点に過ぎないものと認識しており、その後も、仮設設備におけるトラブルが続いていることなどから、国に対し、事故は収束していない旨繰り返し申し上げてきたところであります。また、安倍総理も、これまで、「とても収束と言える状況ではない」、「安倍政権としては収束という言葉は使わない」等の認識を繰り返し示しております。

さらには、この度の汚染された地下水の海への漏えいや地上タンクからの漏えいが連続して発生した問題については、「国が対応すべき喫緊の課題」であるとして、予算の前倒しや体制面の強化など、国が前面に立って取り組むとの基本方針を示し、「しっかりと国が前面に出て私が責任者として対応する」と明言されたところであり、こうしたことから、私は、収束宣言は、事実上、撤回されている状況にあるものと認識しております。

今後も、事故の収束に向け、国家の非常事態であるとの認識の下、「責任を完全に果たす」との国際公約を国の威信にかけて実行するよう、引き続き、強く求めてまいりたいと考えております。

次に、国内全ての原発廃炉についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事

故により未曾有の被害を受けた本県は、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会を目指すという基本理念の下、全力で復旧・復興に取り組んでおります。

我が国におけるエネルギー政策につきましては、本県での原発事故がもたらした広範囲かつ深刻な被害の現実を踏まえて、国においても原子力に依存しない社会を目指す必要があると考えております。

私としては、国及び東京電力に対して引き続き県内原発の全基廃炉を求めていくとともに、原子力に依存しない社会の実現に向けて全力を傾けてまいりたいと考えております。

一、安倍政権の暴走にストップをかけて被災県民の真の復興を進めることについて

総務部長

消費税増税につきましては、現時点において、社会保障経費に対する財源充当の詳細について明らかでなく、地方財政に与える影響なども不透明な状況にありますが、国において、法に基づき、経済状況等を総合的に勘案した上で、所要の措置を講ずることとされております。本県は、復興・再生に最優先で取り組んでいるところであり、そうした歩みを止めることのないよう、震災・原子力災害の影響や地域経済の状況に十分配慮の上、判断されるものと考えております。

直轄理事兼安全管理監

特定秘密保護法案につきましては、「外交」「防衛」等、国家機密に属する事項の管理に関する問題であることから、国政の場において慎重な議論が行われるものと考えております。

保健福祉部長

社会保障制度改革につきましては、病床の機能分化や、医師等の確保、国民健康保険制度の見直しなど住民生活を始め、地方自治に極めて重大な影響を与えかねないことから、県といたしましては、地方の理解を得ながら法制化等の措置を講ずるよう、全国知事会などと連携し、引き続き国に対して働き掛けてまいりたいと考えております。

企画調整部長

T P P 交渉につきましては、これまでも国民的な議論を十分に尽くした上で、慎重に対応するよう国に求めてまいりましたが、本年7月、政府は交渉に参加し、現在、協議が進められているところであります。

今後とも、全国知事会等と連携を密にし各国との交渉経過を十分に注視するとともに、引き続き国に対し、被災地域の復興に最優先で取り組むこと、地方の基幹産業である農林水産業の再生強化に向けた対策を講じること、国民に対し十分な情報提供を行うこと

などを強く求めてまいる考えであります。

二、原発事故の対応について

生活環境部長

福島第一原発の汚染水につきましては、今年6月に改訂された、廃炉に向けた中長期ロードマップにおいて、「地元関係者の理解を得ながら対策を実施することとし、汚染水の海への安易な放出は行わない」と明記され、また、9月3日に決定された、汚染水問題に関する基本方針において、「汚染水を海洋に漏らさない」と明記されているところであります。

国においては、これらの方針に基づき、喫緊の最重要課題である汚染水問題の早期解決に向け、国内外の英知を結集して、スピード感を持って取り組むよう、引き続き、強く求めてまいる考えであります。

次に、汚染水タンクにつきましては、廃炉安全監視協議会による今月13日の現地調査や17日の会議において、汚染水タンクの状況や今後の汚染水対策等について確認し、国に対しては、溶接型タンクへの切替えや既存タンクの信頼性向上について、財政措置を含め前面に立つて行うことを要請したところであり、また、東京電力に対しては、漏えい等のリスクの再検証を行い、新設するタンクを信頼性の高いものとする、既存のタンクについては、切替えまでの間、漏えい防止対策等の必要な措置を確実に講ずることを求めたところであり、今後、これらへの対応状況を確認してまいります。

次に、線量調査及び健康管理につきましては、線量の高い厳しい作業現場においては、作業員の安全と健康の確保が重要であることから、通報連絡要綱等に基づき、東京電力から、線量管理の状況について報告を受けるとともに、廃炉安全監視協議会の部会において、国の指針に基づき国や東京電力が実施している被ばく線量に応じた健康診断等について説明を受けるなど、状況把握に努めております。引き続き、部会において、作業員の被ばく線量や健康管理の状況を把握しながら、国及び東京電力に対し、必要な申入れを行ってまいります。

次に、地下水バイパスにつきましては、国及び東京電力が、汚染水対策の全体像や今後の見通しを示すとともに、特に、タンクからの汚染水漏えいによる地下水への影響把握と、汚染水の拡散防止対策にしっかりと取り組むことが重要であり、その上で、東京電力はもとより、国が前面に立ち、責任を持って、漁業関係者を始め、県民に分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ることが必要であると考えております。

県といたしましても、これらの対策の内容や実施状況等について、廃炉安全監視協議会等において確認し、必要な意見を申し上げてまいります。

農林水産部長

漁協の自主検査につきましては、これまで、県は、簡易分析器を配備するとともに、

検査マニュアルの作成、漁協職員への検査技術講習会の開催等の支援をしてきたところ
であります。

今後、試験操業の拡大に向け、魚種や水揚量に対応した人員や機器の配置等効率的な
検査体制の構築を検討してまいります。

生活環境部長

原子力規制庁及び経済産業省の職員数につきましては、原子力規制庁の職員は、福島
第一原子力規制事務所に11人配置され、福島第一原発の保安検査に当たっており、夜
間においても交代制で、福島第一原発の免震重要棟に駐在しております。また、経済産
業省の職員は、今月3日に国が示した汚染水問題に関する基本方針に基づき設置された
廃炉・汚染水対策現地事務所に6人配置されております。

次に、原子力規制委員会につきましては、先月28日に知事が原子力規制委員会委員
長に対し、東京電力の廃炉に向けた取組に対する監視体制を強化するよう、強く要請し
たところであります。また、今月3日の国の原子力災害対策本部会議において、安倍総
理から、原子力規制委員会委員長に対し、「規制当局の立場から全力を挙げて取り組ん
でいただきたい」との発言があったところであり、これらの要請や発言を十分に受け止
め、事故収束に向け、監視の強化や指導の徹底に総力を挙げて取り組むよう、引き続き、
強く求めてまいります。

次に、現地対策本部につきましては、国は、今月3日に示した汚染水問題に関する基
本方針に基づき、関係省庁の職員が常駐する廃炉・汚染水対策現地事務所や現地におけ
る関係者間の連携と調整を行う汚染水対策現地調整会議を設置し、現地での体制を整備
したところあります。県といたしましては、国が前面に立って、現地の状況を的確か
つ迅速に把握し、国内外の英知を結集しながら、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進
めるよう、引き続き、体制の充実・強化を求めてまいります。

次に、国内外の英知の結集につきましては、専門家の知見を交えて検討を行う場とし
て、汚染水処理対策委員会や汚染水対策検討ワーキンググループ等が設置されており、
国の汚染水問題に関する基本方針においては、国内外の英知を結集し、政府の総力を挙
げた対策を実施するとして、これらの委員会等における専門的知見を活用して、潜在的
なリスクを洗い出し、不断に具体的な緊急対応や予防対応の在り方を検討することとし
ております。

県といたしましては、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組むよう、引き続き、
求めてまいります。

次に、廃炉安全監視協議会につきましては、喫緊の最重要課題である汚染水対策に対
応するため、地質学や地盤工学、水産資源学の専門家3名を新たに専門委員に加え、監
視体制の強化を図ったところあります。

今後も、必要に応じて専門委員を追加し、協議会の専門性を高めるとともに、事務局

としても、委員との専門性を持った意見交換や情報提供が図れるよう、原子力の専門職員を計画的に採用し、委員と事務局との連携を更に密接にするなど、監視体制の強化に努めてまいります。

生活環境部長

廃炉に向けた中長期ロードマップの全体的見直しにつきましては、基本原則の中で、「今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、本ロードマップは継続的に見直していく。」と明記されており、汚染された地下水の海への漏えいや地上タンクからの漏えいが連続して発生し、これらの問題解決が喫緊の課題となっている現在の状況に鑑みれば、当然、見直しがされるものと考えております。国及び東京電力に対しては、汚染水対策の全体像と今後の見通しを早期に示し、これを踏まえた、ロードマップの全体的見直しを行うよう、求めてまいります。

企画調整部長

原発の再稼働及び輸出につきましては、本県原発事故の広範囲かつ深刻な被害の現実を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を優先し、国において検討されるべきものと考えております。

生活環境部長

国の責任を果たす体制につきましては、汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組の安全確保、被害の実態に見合った迅速かつ十分な賠償、除染の加速化に、全力で取り組むよう、これまででも繰り返し求めてまいりましたが、引き続き、原子力政策を国策として推進してきた国が、更に前面に立ち責任を持って総力を挙げて取り組むよう、強く求めてまいります。

三、被災者支援について

原子力損害対策担当理事

災害救助法に基づく仮設住宅の住み替えにつきましては、これまでも、健康上の理由や県外から県内に戻る場合など、可能な限り対応してきたところでありますが、避難の長期化に伴い、避難者の生活にも様々な変化が生じていることなどを踏まえ、去る19日にも国に対し要望を行ったところであり、引き続き柔軟な対応を求めてまいります。

次に、仮設住宅の入居期間につきましては、法令により1年を超えない範囲で延長を行うことができるとされ、現時点での仮設住宅の入居期間は、平成27年3月までとなっておりますが、引き続き、復興公営住宅やインフラの整備状況等を踏まえて、入居期間の延長を検討してまいります。

次に、仮設住宅の入居受付につきましては、避難者の減少傾向等を踏まえ、昨年末で

新規受付を終了したところであり、災害救助法が応急救助を目的としていることから、発災から長期間経過する中での再開は困難であると考えております。

避難地域復興局長

復興公営住宅の整備箇所につきましては、長期避難のための住宅であることから、買物や通院、通学等避難者の生活の利便性に配慮して決定することが基本であると考えております。

このため、個別協議の中で避難元自治体の意見を伺いながら、避難者の意向にも配慮しつつ整備箇所を決定してまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

子ども・被災者支援法の基本方針につきましては、避難の実態や避難指示区域との近接性、線量の状況など本県の実情等を踏まえ、さらには、被災者の生活圏、地域の一体性等を勘案し、避難指示区域等を除く中・浜通りが支援対象地域に、会津地方が準支援対象地域に設定されたものと受け止めております。

四、除染及び賠償問題について

生活環境部長

再除染につきましては、国に対し、方針と仕組みづくりを求めてきたところであり、除染実施後に適切なモニタリングを実施し、新たに汚染が特定された地点や取り残しがあつた地点については、放射線量の水準に応じて再除染を実施するとの方針が今回示されたところであります。

県といたしましては、地域の実情に応じて的確に対応できるようにすることが極めて重要であると認識しており、国に対して、引き続き、市町村の意向等を踏まえながら、柔軟な対応が可能となる仕組みを構築するよう、強く求めてまいる考えであります。

農林水産部長

森林全体の除染につきましては、これまでも地域の実情に応じて実施できるよう、あらゆる機会を通じて国に働き掛けてまいりました。

今回、国は新たな森林除染の方向性を示しましたが、対象は限定的であることから、県といたしましては、最新の実証データ等を提示しながら、住居等近隣以外の森林の除染方針が早期に示されるよう、引き続き、国に強く求めてまいります。

生活環境部長

除染に係る費用につきましては、現時点において平成23年度から平成25年度までの合計で、国直轄除染が約6522億円、県有施設の除染が145億円、市町村の除染

が5151億円となっております。

予算執行においては、年度の切れ目なく除染を行う場合や、除染作業の進捗状況等により次年度に繰り越して実施されるものもあり、3か年の予算の合計額は約1兆1818億円となっております。

次に、除染に係る予算につきましては、除染が円滑かつ着実に進められるよう、国に対し、除染の進捗状況を踏まえながら、国直轄除染に係る十分な所要額の確保を図るとともに、県除染対策基金への積み増しを適時適切かつ確実にを行うよう引き続き強く求めてまいります。

次に、下請の状況把握や労務管理につきましては、これまで市町村や業界団体等に対して、雇用に関する関係法令の遵守や除染業務従事者の放射線防護の徹底等を要請してきたところであります。

今後とも、国の関係機関や市町村、警察、業界団体と連携しながら、受注業者も参加する地域協議会や除染の現地調査など様々な機会を通じて、労働関係法令や除染業務の安全管理の周知徹底を図るなど、除染事業における適正な労働環境等の確保に努めてまいります。

次に、自主的な除染の費用につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第二次追補において損害賠償の対象として認められております。

県といたしましては、原子力損害賠償紛争解決センターの和解の仲介により支払われた事例もあることから、原子力損害対策協議会の活動や国への提案・要望において、迅速かつ簡易に支払われる仕組みを国の責任の下で速やかに構築するよう求めているところであり、今後も機会を捉えて強く求めてまいります。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償の消滅時効につきましては、事故から3年の経過によって賠償請求権が行使できなくなることは、多くの被害者に大きな不利益が生じることから、国に対し、法制度の見直しを含めた対応を要請してきたところであります。

こうした中、国においては、本年5月に時効の中断に関する特例法を成立させたところであり、また、現在、議員立法による解決を目指す動きもあると承知しております。

引き続き、被害者の立場に立った法制度の見直しを求め、全ての被害者が安心して賠償請求ができるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害賠償の指針につきましては、東京電力による賠償が確実かつ迅速、円滑になされるために大変重要であることから、原子力損害対策協議会の活動等を通し、国、原子力損害賠償紛争審査会に対し、被害の実態をしっかりと確認しながら、指針の追加、見直しを的確に行うよう、求めてきたところであります。

引き続き、関係団体、市町村と共に、被害の実情や賠償の課題を訴え、指針への具体的かつ明確な反映を強く求めてまいります。

次に、避難指示等区域外の精神的損害につきましては、被害の実態に見合った十分な賠償が確実になされるよう、市町村長と共に、国、原子力損害賠償紛争審査会に対し、指針への適切な反映を求めてまいりました。

今後も、個別具体的な事情への対応を含め、被害者一人一人に寄り添った賠償が最後までしっかりとされるよう取り組んでまいります。

五、集中豪雨災害対策について

生活環境部長

災害救助法の適用基準につきましては、近年、集中豪雨や竜巻など局所的に甚大な被害が生じる災害が全国的に多発していることを踏まえ、適用基準の在り方について他県とも連携しながら検討してまいります。

原子力損害対策担当理事

被災者生活再建支援法の適用基準につきましては、近年、局所的に甚大な被害が生じる災害が多発し、全国的にも課題となっていることから、適用基準の在り方について他県とも連携しながら検討してまいります。

次に、独自の被災者支援につきましては、最近、集中豪雨やそれに伴う土砂災害が県内各地で発生し、住家被害が生じていることも勘案しながら、他県の状況等について調査等を進めてまいります。

再質問

宮本県議

何点か再質問したいと思います。最初に原発事故対策について生活環境部長にうかがいます。汚染水を海に漏らさない。“放射能で海を汚さないという基本原則を確立すべき”だということを県として明確に求めるべきではないか、という質問を行いました。先ほどの部長の答弁の中では、放射能汚染水を漏らさないということが9月3日の国の基本方針の中にはあるので、それが確実に実施されるように求めていくということでした。この「漏らさない」というのは、管理されない状況だから漏れてしまうという状況なんだと思いますが、実は一昨日、この議会で全員協議会で汚染水対策の議論をやったときに、資源エネルギー庁の担当者は「法令に則って適切に対応する」という表現をしたんですね、ということは汚染水の放射能の濃度が基準値以内であれば基本的には海に放出は有り得るということなんです。しかし、問題は基準値以内のものであればいくらでも流していいのかという問題なんですね。“濃度ではなくて総量なんだ”というのはこの間の公害裁判のなかでも既に確定された問題です。今回は大量の汚染水があるわけで、これからずっと流れ続けるわけですね、だから“基準値以内であればいいんだ”

という県の姿勢で本当にいいのかどうかということが問われているんだと思います。だからこそ、放射能で海を汚してはならないんだという基本的な、抜本的な対策を国がしっかり確立すべきだという立場を明確に県として持って国に求めるということがなければ、結果的に大量の放射能が海に流れ出してしまうということにならざるを得ないのではないかと考えますので、この点との関係で改めて県の見解をうかがいたいと思います。

それから、知事にうかがいますけれど、今の知事の答弁で私はステップ2の完了はしていないんじゃないかと、そういう認識に立って国に対応を求めるべきではありませんかとうかがいました。知事の答弁は「ステップ2は通過点に過ぎないと考えている」という答弁ですよね。ということは、通過はしている。つまり、ステップ2は完了したという認識は変わらないということになってしまうんですが、現状はそうでしょうか。汚染水があちこちから漏れだす。大気中にも出ている。もうどこから放射能が漏れ出すかわからない。制御不能の状態にいま陥っているわけですね。これが「放射能が制御されて、外に出ない状態で管理されている」「汚染水は完全に減少の方向に向かっている」などとステップ2の完了は規定しているわけですがけれども、そういう状況と現状はまったく乖離しているんじゃないでしょうか。だからステップ2は完了していないと言わざるをえない。そういう立場で県がきちんとロードマップの見直しも、そして抜本的な対策も国や東電に求めていくという、この観点が大事ではないかと思うんですね。この点であらためてステップ2の完了の認識について見解を求めたいと思います。

それから集中豪雨の災害対策の問題ですけれど、担当理事は他県の状況も勘案しながら、県の独自の対策も検討したいと述べましたけれども、実は福島県にはそういう対策があったんですよ。昭和26年につくられて、そして実は去年の6月までこの仕組みがあった。被災者生活再建支援法にほぼ匹敵する内容で、国の基準に満たない場合でも県が独自に支援しましょうという、そういう基金制度があったんですね。ところが去年の6月にもう基金が底を突いたということで廃止を決定してしまった。だからいま被害が起きても対応できない状況になってるわけです。いま制度がないわけですから、それを使えという訳に行かないので、新たなものを再度検討すべきだということで改めて見解をうかがいます。

再答弁

知事

ステップ2の完了につきましては、原子炉の冷温停止状態や、発電所の敷地境界における線量の低減等の目標について実施内容を国が確認したものであり、汚染水の問題は「国家の非常事態である」という認識の下、国際公約を国の威信をかけて実行するようさらに強く求めてまいります。

生活環境部長

汚染水問題が喫緊の最重要課題であります。汚染水を海洋に流さない。そういう対策をしっかりと、世界の英知を集め、国が前面にたってやるべきとこれまでも申し上げて来ました。そういったなかで、今回、国の方では「取り除く」「近づけない」「漏らさない」という基本方針を示したところであり、その方針に基づいて抜本的対策も含め確実に取組みを実施し汚染水問題を解決する。実行することが極めて大事でありますので、引き続きその方針に基づいたしっかりとした取組みを求めてまいります。

原子力損害対策担当理事

昨年6月というお話もございましたが、そちらにつきましては私、直接所管ではございませんので、いずれにいたしましても独自の支援策ということになりますと、我々としては他県、あるいは市町村のご意向などもいろいろ調査させていただきたいということがございます。

再々質問

宮本県議

知事の認識なんですけれどもね、おっしゃったようにいま汚染水の問題が国家的な非常事態になっていると、そういう汚染水の中に大量の放射能が漏れ出しているわけですね。だから非常事態なんだと、それは「放射能を外に出さない」「管理が出来ている」という状況ではもうない。だからステップ2が完了して通過したなどと言える状況ではないんじゃないでしょうかということを知っているわけですね。その認識を改めてうかがっておきたいと思います。

なんでそういうことをきちんと明確にすべきかと言いますと、これは企画調整部長にうかがいますけれど、いま国は再稼働や輸出に向けて取組みがすすめられていて、ほぼ規制庁の人的な体制はそちらに行っているわけですよ。先ほど答弁あったように、現場に規制庁の職員は11人しかいません。私が今年の6月に経産省の事故収束担当監という方に会ったときに、「収束作業の安全性の問題は、個別的には規制庁の仕事です」とおっしゃったんですね、それで何人いるんですかと言ったら「一人増えました」と、こんな話だったんですよ、6月の段階で。で、いまどうかと言ったらたった11人しかないというわけですよ。そして再審査のためにはいま80人体制をさらに20人も増やしてですよ、100人体制で再稼働の審査をやるということですよ。東電は本当に許せないと思いますけれども、柏崎刈羽原発の再稼働のための申請を今日ですかね、出すということです。(新潟県)知事が申請を出すことを容認したということになっているわけで、これで本気に国が福島事故・汚染水の問題に取り組む姿勢だと言えるのか。これだけの危機的状況のときに、再稼働や輸出は国が決めることだなどと言っているいい

んですか。これで福島の汚染水に本当に対応できると思ってるんですか。避難している人たちが帰って来れない。これほど希望を奪う話はありませんよ。だからこそ国に本気になって取り組ませるためには、再稼働の問題は国が決めることですなどと言っているところじゃない。いま再稼働の話じゃないでしょう、福島の事故の対応こそ国が最優先で取り組むべき課題なんじゃありませんかと、だからもう再稼働の審査なんかやめるべきだと、いまとりあえず停止をしてでも、福島県の事故収束に全力で、お金も人も全部つぎ込んで対応すべきだということを県が求めないでどうするんですか。再稼働と輸出問題と一緒の問題なんですよ、その福島県の姿勢が見えなければ、県民は県に対する信頼だっけつくれませんよ。でも今“オール福島でそのことを求めて行かないといけない”“だからいま再稼働なんてやってる場合じゃないんだと福島県が県民の先頭に立って言わなくてははいけない”こういう状況認識を私は共有すべきだと思うんですね。だからこそ県が先頭に立って、再稼働審査は一旦停止して、とにかく福島に力を注いでくれと言うべきだということなんですね。改めて見解を求めたいと思います。

それから原子力損害対策担当理事ですけれど、先ほど他県の状況も見ながら、そして去年まであった制度は自分の担当じゃないとおっしゃいました。これ生活環境部長の担当なわけですよ。だけれどもうその制度いまなくしちゃったということですから、被災者の支援という観点でどうするのかということを検討してくださいと求めています。他県の状況と言いましたけれども、お聞きしますと千葉県とか栃木県だとかごく一部なんですね、その中に福島県は入ってたわけですからね。私が生まれる前からあったんですよ。それをなんでこんな時期になくしちゃうんだらうと思うんですね。せつかく全国に誇れる制度があったのをなくしちゃったのは非常に残念ですから、被災者支援という観点で制度を再構築すべきだと考えますので、改めて答弁を求めたいと思います。

再々答弁

知事

くり返しになりますけどね、ステップ2の完了については、原子炉の冷温停止状態や発電所の敷地境界における線量低減等の目標について実施内容を国が確認したものである。確認したものであります。我が県といたしましては、引き続き国に対し汚染水対策を含む廃炉に向けた取り組みに、前面に立って責任を持って総力を挙げて取り組むよう強く求めてまいります。

企画調整部長

原子力発電所の再稼働につきましては、本県原発事故の広範囲かつ深刻な被害の現実を踏まえまして、何よりも住民の安全・安心の確保を大前提として国において検討されるべきものと考えております。

原子力損害対策担当理事

独自の支援策、法の制度の枠組みの対象にならないというケースが生じていることについては私どもも承知をしております。本県以外にも動きもあるということですので、調査をさせていただきながら、また市町村とも協議をさせていただきながら、調査をすすめてまいりたいと考えております。

以 上